

令和8年5月

個人立専修学校各種学校の皆様に

### 固定資産税減免運動の方策について

全国専修学校各種学校総連合会個人立振興委員会では、個人立専修学校各種学校の固定資産税減免運動が重要であると考えております。ご存じの通り、固定資産税は、固定資産の所在する市町村に納税する地方税です。

これまでも、本委員会の前身である全国個人立専修学校協会でも、固定資産税減免運動を行っており、全国的には減免が実現した専修学校はいくつかあります。

地方自治体では、減免にあたり税収減の総額等を勘案し、総合的な判断を下しますが、最終的には自治体の首長（市長、町長）の理解と判断にかかっております。

具体的には、固定資産税減免の要望書（要望書ひな型を掲載しておりますので、各学校に即して数字・教育内容・教育分野等を修正・加筆してください）を作成し、その市の学校教育に関する有力者（市議会議員、教育委員長、市の有力者等）の知恵をお借りして、市長をはじめ減免を担当する部署へ足を運び実情を訴える必要があります。

なお、固定資産税減免要望書（ひな型）の他に全国専修学校各種学校総連合会会長名の要望書と参考資料「減免されている所在地一覧」もご用意しました。固定資産税減免活動の一助としてお役立てください。

その市において、どの程度実現可能性があるのかは、財政状況と教育への理解度にも関係しますので、一気に減免とはいかない場合も多々あります。時には時間をかけて粘り強く、市とのパイプを持ちながら継続することが大切です。

### 【成功するために強調すべきポイント】

1. 学校施設は教育用資産であり、学生・生徒に良い教育内容及び施設設備を提供するためには、校地・校舎にかかる高額な固定資産税は、健全な学校運営を圧迫していること。
2. 教育は利益追求を求めることを許されておらず、社会的な公益性が求められ、学校として使命を果たしていること。
3. 地域社会に密着し、地域に開かれた生涯学習の場となっていること。
4. 他の市では、すでに減免措置が取られていること。
5. 学生生徒の利便性から駅から近いという立地条件のため、固定資産税が高いこと。
6. 個人立専修学校各種学校の新規開校は今後は無いと予想されること。

固定資産税減免要望書に全国専修学校各種学校総連合会会長名の要望書と参考資料「減免されている所在地一覧」を添付して提出すると効果的です。特に資料にあるとおり、東京都 23 区の個人立専修学校では校地・校舎とも 100%減免されております。また、名古屋市・川崎市・静岡市・多治見市・いわき市なども校地・校舎ともほぼ半額に減免されています。

なお、同一自治体に他の個人立専修学校各種学校がある場合は、連名で要望することが効果的です。地域の学校の皆さんと話し合い、複数の要望書の作成・提出など足並みをそろえた運動が必要です。